福祉避難所向け資器材等の融通に係る手続について

平成29年4月1日

岐阜県と岐阜県災害派遣福祉チームの派遣等に関する協定(平成27年4月3日 及び同年6月19日締結。以下「協定」という。)を締結した団体(以下「協定締結 団体」という。)が協定第9条の規定により資器材及び備蓄品(以下「資器材等」と いう。)を融通する場合に必要な手続について、協定第10条の規定に基づき、次の とおり定める。

1. 市町村から県への依頼

市町村は、災害発生時に福祉避難所において資器材等が不足した場合は、 様式1により必要物品名及びその数量を記載の上、県に資器材等の融通を依頼することができる。

2. 県から協定締結団体への依頼

県は、市町村から1.の規定による依頼を受けた場合は、様式2に必要物品名及びその数量を記載の上、協定締結団体に資器材等の融通を依頼する。

3. 協定締結団体から自団体加盟施設への依頼

協定締結団体は、県から2.の規定による依頼を受けた場合は、自団体に 加盟する施設に県から送付された様式2により、資器材等の融通を依頼する。

4. 資器材等融通可能施設から県への回答

3. の規定による依頼を受けた施設のうち、資器材等を融通することのできるものは、送付を受けた様式2に融通可能数量を記載し、県に回答する。

5. 県から市町村への回答

県は、施設から4.の規定による回答を受けた場合は、当該回答を依頼元 市町村に様式3にて回答する。

6. 融通の態様

資器材等の融通は、無償による提供又は一時的な貸与とし、融通する施設が依頼元市町村(福祉避難所)へ運搬することを原則とする。ただし、融通する施設及び依頼元市町村双方の合意がある場合は、この限りではない。

7. 補償

一時的な貸与を受けた資器材が破損、紛失した場合の補償については、原 則、注意義務を果たしていれば補償はしないものとする。

資器材等融通依頼票

岐阜県健康福祉政策課 宛て

(TEL:058-272-8260 FAX:058-278-2620)

市町村名				
(所属、担当者名)				
(TEL:	FAX:	-	-	— <u>`</u>

必要物品名	必 要 数 量	備考
車椅子(介助用・自走用)		
簡易ベッド		
介護用品()		
※サイズも記載		
衛生物品()		
洋式ポータブルトイレ		
簡易パーテーション		

<協定締結団体の皆様へ>

○○市町村から、次のとおり資器材等の融通依頼がありました。貴団体加盟の施設に本票を送付願います。

<各施設の皆様へ>

融通可能な資器材等がある場合は、下記回答票に融通可能数量を記載の 上、岐阜県健康福祉政策課宛て返送願います。

.._.

資器材等融通依頼に対する回答票

岐阜県健康福祉政策課 宛て

(TEL:058-272-8260 FAX:058-278-2620)

施	設	名					
(担当	者名	(1)				
(1	ΓEL:	_	_	FAX:	_	_)

	ين.		ᇑᇾᄀᆇ	
必要物品名		要	融通可能	備考
22 13 11 1	数	量	数量	[AI] · 3
車椅子(介助用・自走用)			無償提供()	
			貸与()	
簡易ベッド			無償提供()	
			貸与()	
介護用品(無償提供()	
※サイズも記載			貸 与()	
衛生物品()			無償提供()	
			貸 与()	
洋式ポータブルトイレ			無償提供()	
			貸与()	
簡易パーテーション			無償提供()	
			貸 与()	
			無償提供()	
			貸 与()	
			無償提供()	
			貸 与()	

貴市町村からの資器材等の融通依頼に対し、下記施設から回答がありました。

ついては、同施設担当者と資器材等の運搬等について調整いただきますよう、お願いします。

資器材等融通依頼に対する回答票

施	設	名					
(担当	者 名)				
(T	EL:	_	_	FAX:	_	_)

	S/		=1 /2 AL	
必要物品名	业	要	融通可能	備考
必要物品石	数	量	数量	I)HI 77
車椅子(介助用・自走用)			無償提供()	
			貸 与()	
簡易ベッド			無償提供()	
			貸 与()	
介護用品(無償提供()	
※サイズも記載			貸 与()	
衛生物品 ()			無償提供()	
			貸 与()	
洋式ポータブルトイレ			無償提供()	
			貸 与()	
簡易パーテーション			無償提供()	
			貸 与()	
			無償提供()	
			貸 与()	
			無償提供()	
			貸 与()	

